

京都市告示第 316 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

令和 3 年 9 月 8 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般府道	二条停車場嵐山線	中京区西ノ京南聖町 18 番 20 地先から 中京区壬生朱雀町 27 番 5 地先まで	上下線・40 m
主要市道	嵐山祇園線	下京区四条大宮町 3 番 7 地先から 下京区立中町 488 番地先まで	上下線・110 m
一般市道	後院通	中京区壬生朱雀町 2 番 23 地先から 中京区錦大宮町 117 番 1 地先	上下線・870 m

(建設局土木管理部道路河川管理課)